

ひとり親家庭への支援

経済的な支援

ひとり親家庭医療費助成

障害者支援課 福祉こども医療班 ☎29-5074

内 容	ひとり親家庭の親と子ども(18歳に達した年度末まで)の健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成します。(所得制限あり。)
-----	--

児童扶養手当

こども支援課 児童班 ☎29-5075

内 容	離婚や死亡により父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達した年度末までの児童または20歳未満で一定の障害がある児童)を養育している母もしくは父または養育者に支給されます。(父または母がDV保護命令を受けた児童も対象です。)
支 給 月 額	前年の所得に応じて支給額が決まります。(所得制限があります。) ※令和2年4月現在 【児童1人】 43,160円～10,180円 【児童2人】 53,350円～15,280円 【児童3人】 59,460円～18,340円 ※児童が4人以上の場合は、ひとり増えるごとに3,060円～6,110円が加算されます。
注 意	●受給のためには申請が必要です。申請の翌月からが支給の対象になります。 ●毎年8月に現況届の提出が必要です。 ●支給月額の変更になることがあります。 ●手続きに必要な書類等詳しくはお問い合わせください。

母子父子寡婦福祉資金(貸付金)

こども支援課 児童班 ☎29-5075

内 容	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が経済的自立により安定した生活を営むことができるよう、各種の貸付を行います。
対 象	【母子福祉資金】 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母またはその児童 【父子福祉資金】 20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父またはその児童 【寡婦福祉資金】 寡婦の方。40歳以上の配偶者のない女子(現在子どもを扶養していない場合は所得制限があります。)

JR通勤定期の割引制度

こども支援課 児童班 ☎29-5075

内 容	児童扶養手当を受けている方が、JRの通勤定期乗車券(鉄道のみ)を3割引で購入できる制度です。
必要なもの	児童扶養手当証書、証明写真(3cm×4cm)、印鑑



就労支援

自立支援教育訓練給付金

こども支援課 児童班 ☎29-5075

内 容	母子家庭の母、父子家庭の父が職業能力開発のため、教育訓練講座を受講し、修了した場合に支払った費用の一部を支給します。
対 象 講 座	雇用保険制度の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座
支 給 金 額	支払った費用の60%(上限20万円) ※支払った費用の60%が12,000円を超えない場合は支給されません。 ※雇用保険法による一般教育訓練給付金を受給した場合、その支給額(経費の20%)を差し引いた額を支給します。
注 意	受講申し込み前に申請が必要です。(申し込み後では支給対象になりません。)まずはお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金

こども支援課 児童班 ☎29-5075

内 容	母子家庭の母、父子家庭の父が生活の安定を図るため、就労に役立つ資格取得を目指し、養成機関で訓練を受講している場合、修業期間中に訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給します。
対 象 資 格	看護師・保健師・助産師・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・保育士・理容師・美容師ほか

	訓練促進給付金	修了支援給付金
支 給 金 額	【市民税非課税世帯】月額100,000円(最後の1年は月額140,000円) 【市民税課税世帯】月額70,500円(最後の1年は月額110,500円)	【市民税非課税世帯】 50,000円 【市民税課税世帯】 25,000円
申 請 時 期	修業開始後(事前相談が必要です。)	修了日から30日以内

生活・住宅の支援

家庭生活支援員の派遣

内 容	ひとり親家庭または寡婦の方が技能習得、就職活動、病気、冠婚葬祭等で一時的に子育てや生活支援が必要な場合、生活支援員を派遣します。(年間10日以内)
費 用	【市民税非課税世帯】 負担なし 【児童扶養手当受給世帯】 子育て支援70円/時間・生活援助150円/時間 【その他の世帯】 子育て支援150円/時間・生活援助300円/時間
申 込 先	岩国市母子寡婦福祉連合会 ☎29-2761(毎週火・金曜日 9:00～15:00) こども支援課 児童班 ☎29-5075(上記日時以外)

市営・県営住宅の優先入居

内 容	母子・父子・障害者世帯は抽選方法の優遇措置があります。(ペット不可)
募 集 月	【市営】 4・7・10・1月 【県営】 5・8・11・2月
申 込 先	【市営】 岩国公営住宅管理協会事務所 ☎28-6380 【県営】 山口県施設管理財団県営住宅管理事務所岩国支所 ☎30-1030